

## 千葉県骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において骨髓・末梢血幹細胞提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びその者が就業する事業所に対し、千葉県骨髓移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナーの負担を軽減し、骨髓・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

### (助成金の交付)

第2条 本事業は、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行う。

### (助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、次のとおりとする。

#### (1) ドナー助成事業

ア 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受け、提供を行った時点で市内に住所を有する者。

イ アに規定する者であって、他の地方公共団体により、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者。

#### (2) 事業所助成事業

ドナー助成事業の対象となる者が就業する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。以下同じ。）

### (助成金の額)

第4条 本事業の助成金額は、次のとおりとする。

#### (1) ドナー助成事業

1回の提供につき10万円とする。

#### (2) 事業所助成事業

前条第1号に規定する助成対象者がドナーとして必要な検査入院等のための特別休暇（以下「ドナー休暇」という。）を取得した場合、1日につき1万円とする。ただし、7日間を上限とする。

### (助成金の交付申請)

第5条 本事業の交付申請は、次のとおりとする。

#### (1) ドナー助成事業

助成金の交付を受けようとする者は、千葉県骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー助成用）（様式第1号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了したことを証明する骨髓バンクが発行する書類

イ 市内に住所を有することが確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 事業所助成事業

助成金の交付を受けようとする事業所は、千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所助成用）（様式第1号の2）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア ドナーとの雇用契約が確認できる書類

イ 骨髄提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

（申請期限）

第6条 助成金の交付申請の期限は、ドナーとなった者が骨髄・末梢血幹細胞採取に伴う入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内とする。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書兼額確定通知書（様式第2号。以下「決定通知書兼額確定通知書」という。）により当該申請をした者又は事業所（以下「申請者等」という。）に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 申請者等は、前条の規定により、交付を可とする決定通知書兼額確定通知書を受けたときは、千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第10条 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により、助成対象者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき

2 市長は、規則第18条第1項の規定による助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金返還命令書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者から適用する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、同日以降に骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請を行った者から適用する。

様式第1号

千葉県骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー助成用）

年 月 日

（宛先）千葉市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

千葉県骨髓移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ				
ドナー氏名		生年月日	昭和 平成	年 月 日生
ドナー住所	〒  (日中に連絡をとることができる電話番号) 電話 ( )			
ドナー勤務先等 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> ドナー休暇制度がある事業所 <input type="checkbox"/> その他の事業所 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
骨髓提供年月日	年 月 日			
申請金額	円			

2 確認事項

私は、他の地方公共団体により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であることを誓約します。

3 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンクの骨髓バンク事業に関する手続きがなされたことを証明する公益財団法人日本骨髓バンクが発行する証明書
- (2) 市内に住所を有することが確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）

4 追記事項

ドナーが勤務先のドナー休暇制度を利用した場合、その国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く）は、事業所助成事業の申請が可能です。

様式第1号の2

千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所助成用）

年 月 日

（宛先）千葉市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

千葉県骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

事業所名	
フリガナ	
代表者職氏名	
事業所所在地	〒
電話番号	
ドナー氏名	
取得したドナー 休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)

2 確認事項

他の地方公共団体により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないことを誓約します。

3 添付書類

- (1) 雇用証明書（雇用契約書の写し、在職証明書等）
- (2) 骨髄提供のため、ドナー休暇を取得した日数を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

千葉市指令 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定兼額確定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市骨髓移植ドナー支援事業助成金について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付申請額	
交付決定額	
交付確定額	
不可の場合理由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書

年 月 日

(宛先) 千葉市長

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は

代表者名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定があった千葉市骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円		
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義人 (カナ)			

※提供者本人以外の口座には振込できません。

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した千葉市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

交付決定額	
取消額	
取消事由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

千葉市骨髓移植ドナー支援事業助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定を取消した補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命じます。

交付決定額	
返還金額	
返還期限	
返還を命ずる理由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。